

廃校活用にあたっての国庫補助制度があります

廃校の活用にあたり利用可能な補助制度

転用施設の改修に対する補助等

平成30年4月現在

対象となる転用施設等	事業名	所管官庁	
地域スポーツ施設	スポーツ振興くじ(toto)助成 (地域スポーツ施設整備助成)	文部科学省	(独)日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部支援第二課 施設整備支援係 TEL:03-6804-3120
埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うための設備整備事業	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 (国宝重要文化財等保存整備費補助金)	文化庁	文化財部記念物課管理係 TEL:03-5253-4111 (内線2876)
児童福祉施設等 (保育所を除く)	次世代育成支援対策施設整備交付金	厚生労働省	子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室 調整係 TEL:03-5253-1111 (内線4960)
保育所等	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)		
	保育所等整備交付金		
小規模保育事業所等	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)	厚生労働省	子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室 調整係 TEL:03-5253-1111 (内線4960)
	保育所等整備交付金		
	保育対策総合支援事業費補助金		
放課後児童クラブ	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)	厚生労働省	子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室 調整係 TEL:03-5253-1111 (内線4960)
	保育所等整備交付金		
	保育対策総合支援事業費補助金		
放課後児童クラブ	放課後子ども環境整備事業	厚生労働省	子ども家庭局保育課(子育て支援課)健全育成 推進室 TEL:03-5253-1111 (内線4847)
障害者施設等	社会福祉施設等施設整備費補助金	厚生労働省	社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 TEL:03-5253-1111 (内線3035)
私立認定こども園	認定こども園施設整備交付金	文部科学省	初等中等教育局幼児教育課 TEL:03-5253-4111 (内線3138)
	保育所等整備交付金	厚生労働省	子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室 調整係 TEL:03-5253-1111 (内線4960)
	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)	文部科学省 厚生労働省	上記と同様

対象となる転用施設等	事業名	所管官庁	
地域間交流・地域振興を図るための生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等（過疎地域の廃校舎等の遊休施設を改修する費用が対象）	過疎地域等自立活性化推進交付金（過疎地域遊休施設再整備事業）	総務省	自治行政局過疎対策室 TEL:03-5253-5111 (内線5536)
農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組に必要な施設	①農山漁村振興交付金（農泊推進対策） ②農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）	農林水産省	①農村振興局農村政策部都市農村交流課 TEL:03-3502-8111 (内線5451) ②農村振興局整備部地域整備課 (内線3098)
交流施設等の公共施設	林業成長産業化総合対策のうち 林業・木材産業成長産業化促進対策（木造公共建築物等の整備）	林野庁	林政部木材利用課 TEL:03-3502-8111 (内線6127)
都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な施設	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	都市局市街地整備課 TEL:03-5253-8111 (内線32763)
空家等対策計画策定済み、または空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域において、居住環境の整備改善に必要な宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等	社会資本整備総合交付金（空き家再生等推進事業）	国土交通省	住宅局住宅総合整備課住環境整備室 TEL:03-5253-8111 (内線39394)
基幹集落に暮らしの安心を支える複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」の形成推進に必要な施設	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業		国土政策局地方振興課 TEL:03-5253-8111 (内線29543)
「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定される地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なもの（施設改修費等のハード事業の割合は、原則として全体事業費の1/2未満）	地方創生推進交付金	内閣府	地方創生推進事務局 TEL:03-5510-2151



廃校活用までの5 STEP

(一般的なイメージ)

→ 地方公共団体のSTEP → 活用希望者のSTEP

STEP 1 活用方法の 検討

地方公共団体において、廃校となることが決まったら、活用方法について検討を開始します。

たとえば

- 地方公共団体において転用等の意見募集
- 地方公共団体、地域住民等で構成される検討委員会
- 地域住民との話し合い（ニーズの把握）
- みんなの廃校プロジェクトへの登録 etc

STEP 2 情報発信

活用方法が決まったら、事業者を募集します。

たとえば

- みんなの廃校プロジェクト「活用用途募集施設」への掲載
- 地方公共団体において公募の実施
- 広報誌等への掲載 etc

← 活用希望者 情報収集、事業提案

STEP 3 提案内容の 検討

事業提案を受け、提案内容を選定します。

たとえば

- 検討委員会 etc

STEP 4 活用決定

STEP 5 財産処分 (次頁参照)

活用希望者 からの Q&A

Q 事業提案はいつ行えばいい？

A 基本的には、上記のとおり、地方公共団体が実施する公募等に応募していただくこととなります。

しかし、地方公共団体によっては活用について検討中であったり、施設が老朽化していることから公募等を実施していないこともあります。

活用事例の中には、公募によらず事業者からの提案により、活用に至ったものもあることから、展開したい事業があり、廃校を活用してみたいとお考えの場合は、是非積極的に学校設置者である地方公共団体にお問い合わせください。

Q 廃校施設の情報はどこで入手すればいい？

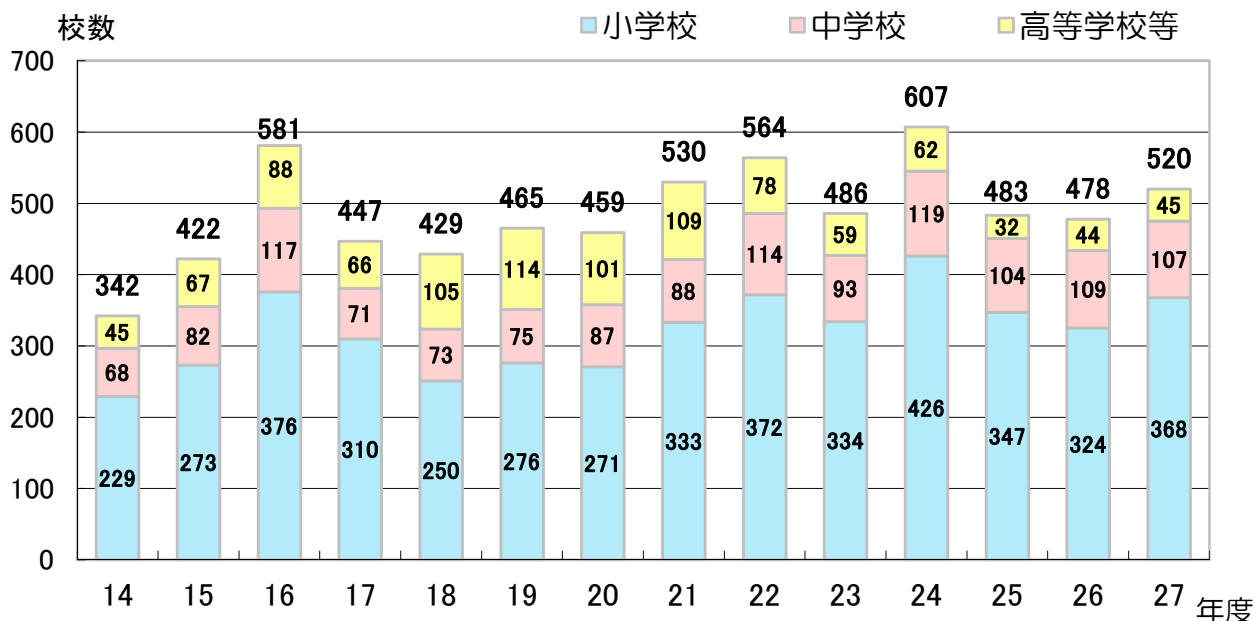
A 文部科学省で取り組んでいる「みんなの廃校プロジェクト」^(※)のHPで、地方公共団体から希望のあった廃校施設の情報を集約し「活用用途募集廃校施設等一覧」として公表していますので参考にしてください。

また、具体的に活用を検討している場所がございましたら、当該地方公共団体に問い合わせていただくことも可能です。

廃校数・活用状況

廃校活用に関する手続について

公立学校の年度別廃校数 (平成28年5月1日現在)



公立学校の廃校活用状況 (平成28年5月1日現在)

廃校数 6,811 校 (平成14年度～平成27年度)

小学校：4,489校 中学校：1,307校 高等学校：915校 特別支援学校：100校

施設が現存している廃校の数		5,943校	
	活用されているもの	4,198校	70.6%
	活用されていないもの	1,745校	29.4%
	活用の用途が決まっている	314校	5.3%
	活用の用途が決まっていない	1,260校	21.2%
	取壊しを予定	171校	2.9%

財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化

国庫補助を受けて建設された学校施設を、学校以外に転用したり売却する場合は、原則として、補助金相当額の国庫納付等により文部科学大臣の承認を得るための財産処分手続が必要となります。

文部科学省では、廃校を積極的に活用していただくため、[国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の無償による財産処分](#)の場合は、[相手先を問わず国庫納付金を不要とするなど](#)、ほとんどのケースにおいて国庫納付金が不要となるよう、財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図り、地方公共団体の取組を支援しています。

財産処分手続の詳細については、施設助成課のホームページで紹介していますのでご覧ください。



「みんなの廃校プロジェクト」に関するお問い合わせ

文部科学省 大臣官房文教施設企画部 施設助成課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL03-5253-4111(代表)2464(内線)

FAX03-6734-3743 E-mail:sisetujo@mext.go.jp

みんなの廃校

検索

発行:平成29年3月

更新:平成30年4月

デザイン・レイアウト:壺井 宗隆

